

令和6年（2024年）能登半島地震により被災した生徒等の群馬県立高等学校等への令和5年度及び令和6年度入学に係る入学料等の免除についての運用基準

管理課

「令和6年(2024年)能登半島地震により被災した生徒等の群馬県立高等学校等への入学等の取扱指針」(令和6年1月23日付け高教第311-27号高校教育課長通知)(以下「指針」という。)に基づいて受け入れようとする者に係る入学料等の免除の取扱い等について、群馬県立学校の入学料等に関する条例(昭和23年群馬県条例第18号。以下「条例」という。)及び群馬県立学校の入学料等に関する条例施行規則(平成22年群馬県教育委員会規則第14号。以下「規則」という。)の規定に基づき、必要な事項を次のとおり定める。

第1 受検料及び入学料の免除

- 規則第2条第1項の規定に基づき教育長が別に定める者は、指針に基づき令和5年度及び令和6年度に入学等を志願する者又は入学等を許可された者のうち、罹災証明書を提出した者とする。
- 規則第2条第2項の願書(以下「免除願」という。)は、別紙様式を用いることとする。
- 規則第2条第2項の規定により受検料の免除を受けようとする者は、入学願書とともに受検料免除願(様式1-1号又は様式1-2号)を校長に提出するものとする。ただし、事後に提出することを妨げるものではない。
- 規則第2条第2項の規定により入学料の免除を受けようとする者は、入学手続時、別紙様式(様式2号)を校長に提出するものとする。
- 規則第3条の教育長が別に定める事項は、指針に定める対象となる者の要件とする。
- 校長は、規則第3条の規定により免除を認可したときは、別紙様式(様式3号)により通知する。
- 校長は、受検料又は入学料の免除を認可された者が受検料又は入学料を納付しているときは、群馬県収入証紙条例施行規則(昭和41年3月15日規則第13号)第17条第1項又は群馬県財務規則(平成3年3月25日規則第18号)第62条第2項の規定により過誤納の額に相当する金額を還付するものとする。
- 校長は、入学願書とともに受検料免除願を提出した者については、免除の認可までの間、受検料の納付を猶予することとする。
- 受検料免除願を提出したにもかかわらず、証紙を貼り付けた入学願書等の提出があったときは、群馬県収入証紙条例施行規則第5条の規定により消印を押印した後、(7)の処理を行うものとする。

【参考】規則

第二条 条例第三条の三の規則で定める者は、非常災害その他特別な事由の発生の都度、教育長が別に定める者とする。

2 条例第三条の三の規定により受検料及び入学料の全部の免除を受けようとする者は、願書を校長に提出しなければならない。

第三条 校長は、前条の願書を受け付けたときは、教育長が別に定める事項を調査し、審査の上、免除の認可の可否を決定しなければならない。

第2 授業料免除・授業料免除相当生徒認定事務

指針に基づき入学を許可された者の授業料については、条例、規則及び授業料免除取扱要領に基づき、次のとおり取扱う。

高等学校等就学支援金の受給資格区分	認可・認定区分	免除基準区分
受給資格のない者	授業料免除を認可	要領第1号該当 (長期避難)
受給資格者(条例第9条第2項に定める者)	授業料免除相当生徒として認定	

第3 適用期間

令和5年度及び令和6年度

ただし、この特例が適用された者に対する経済的支援は、その者が卒業するまで適用する。